

建設人・九条の会発足記念集会 記念講演 田中 隆

憲法九条と建設人 いま人権を託された民衆の出番

建設人・九条の会の発足記念集会・発足総会が九月二十七日東京都内で開催されました。会場いっぱいの七三〇人の参加で、非戦・平和の建設人の意思を示しました。集会では、きたがわてつさんのコンサート、建設人・九条の会の呼びかけ人の田中隆弁護士の記念講演、九条の会事務局長の小森陽一さんからの報告、また戦争体験を三人の方からお話いただきました。結成総会では、呼びかけ人の永山利和さん（建政研理事長）より提案を受け、申し合わせ事項等を確認しました。以下に、田中弁護士の記念講演を掲載します。

戦争中の明文改憲策動

今回の改憲策動の大きな特徴は、この国が戦争を行う態勢をかため、世界から見れば現に戦争に出て行っているその中で進められている、ということにあります。最初に戦争態勢がどこまで来たかということをもとめてみたいと思います。

戦争態勢の進行 = 有事法制がまちにやってくる

有事法制が登場したのは、二〇〇二年の春です。武力攻撃が予測されると政府が判断したら、国民を動員して戦争態勢に突入する、そういう仕掛けです。この有事法制が突然登場したきっかけは、二〇〇一年九・一一事件、いわゆる同時多発テロです。このテロに対抗して戦争をやるんだということで、アメリカはアフガンに攻撃を加えます。日本は、支援艦隊を送って、アフガン空爆を行うアメリカの艦隊に燃料補給を行いました。戦争をしている軍隊に燃料を補給する行為は軍事的には戦争行為です。世界から見れば日本はすでに参戦している。日本が平和憲法の下で戦争に出て行く中で、登場したのが有事法制だったということをお忘れしないで下さい。

二〇〇三年に有事法制が強行され、二〇〇四年春には、米軍支援法や国民保護法などの第二次有事法制が登場します。発表されたのは昨年二月です。この二月というのは、イラクに対して、日本の陸海空三軍が出撃して行ったその時です。国会で審議が始まったのは四月の下旬。イラクでは、ファルージャで米軍による虐殺が続いて全土が戦火の下に入った時です。

その有事法制や国民保護法は、今年に入ってから、自治体や指定公共機関とされた民間企業で具体化が進んでいます。今年八月には、東京都などの多くの都道府県で、国民保護計画の原案が作成されました。この都道府県の国民保護計画は来年の三月までに策定することになっていまして、現場自治体である市町村は、一年後再来年の三月までには、国民保護計画をつくることになっています。これが完成すれば、この国の地域社会が戦争態勢に組み込まれ、あちこちで、有事訓練や安全訓練などが展開されるようになっていきます。

「有事法制がまちにやってくる」 季節を迎えることとなります。

ところで、この国民保護という計画は、日本にどこかの国の軍隊が上陸してきたり、あるいは空襲を加えてきたりした場合にどう避難するか、というのもの。例えば、東京都民一二〇〇万人が、どこの県にどうやって避難するか、というまことに壮大な計画です。そんな備えをして意味があるのでしょうか。今予定されているのは外に出て行く戦争なので

す。

最近、政府や防衛庁もそのことを認めました。昨年一二月、新防衛計画大綱という政策文書が閣議決定されました。法律ではありませんが日本の戦争の計画、軍事戦略の基本を固めたものですから大変大きな意味があります。これまで日本は、どこかの国が攻めてくるという想定で軍事戦略、自衛隊の編成を組んできたのですが、これを抜本的に見直す、新たな脅威や多様な事態に対応できる機動編成、すなわち海兵隊のような部隊に切り替えて、海外への派兵を自衛隊の本来の仕事にする、こういう計画です。これは実は、アメリカ・米軍が世界規模ですすめているトランスフォーメーション、軍隊の再編成に対応します。米軍と一緒に何時でも何処でも出撃していけるという軍隊に日本の軍隊をすることが目的です。そのために、日本とアメリカの陸軍の司令部を神奈川県の座間に同居させてしまうことまで計画されています。この軍事戦略の前提において、日本への武力侵攻などというものはもうない、だから戦車や高射砲などの正面装備はもうやめて、外に出て行く軍隊に作り変える。こういう計画なのです。

そうであるなら、なぜ、東京大空襲に備えて一二〇〇万人が避難する計画をつくるのか。役に立たない、荒唐無稽な避難計画や避難演習であっても、仮想敵やテロリストということをお頭に置いて訓練や演習をやると、地域社会が不安に脅えてしまう。「テロに同調する者」「協力しない者」を白い目で見て炙り出す効果だけはあります。戦前防空法という法律がつくられ隣組ができていきましたが、これと同じ仕掛けと言えれば分りやすいかもしれません。そのような「銃後の社会」が、海外で戦争をしようとする日本に必要となってきた、ということです。そこまできていることをおさえておきたいと思います。

戦争と改憲の二人三脚

さて、問題は、憲法改定の策動です。戦争あるいは戦争態勢の準備と憲法九条を変えようとする明文改憲の策動は、この間二人三脚のようになって進んでいます。明文改憲の直接のルーツを追っていきますと、一一年前、一九九四年に行われた政治改革具体的には小選挙区制の導入にいきつきます。この小選挙区制が、あの選挙で「小泉劇場」などと言われる妙な選挙や選挙結果の土壌をつくつたのです。なんのための政治改革だったか。当時は「きれいな政治をつくろう」などと言っていたわけですが、それが嘘だったことば、今や明らかです。真の狙いは、多国籍企業化で海外に資本がどんどん出て行く下で、国際化に対応した大国日本にふさわしいと彼らの考える、痛みをともなう改革を断行できるように政治システムを変えることでした。政治改革こそがこの国を変える第一歩、今滑り出

そうとしている明文改憲の序曲であったわけです。

ちなみに、一九九四年は、読売新聞社が、あの「読売改憲試案」を出して、社をあげて明文改憲に突き進むことを宣言した年でもあります。有事法制のほうも、一九九四年の米軍による朝鮮戦争計画に直接の起源があることを指摘しておきます。

それから十年、今年二〇〇五年になって、財界総本山の日本経団連が九条を中心とする改憲の提言を行いました。一九九九年、六年前から始まった衆議院と参議院の憲法調査会が報告を出しました。自民党がこの八月に九条を中心とする「新憲法」第一次案を発表しています。そして、総選挙における自民党の圧勝です。形の上では「改憲」の土壌は整ったということです。

そこで問題は、この九条を中心とする改憲と私たちの暮らし、あるいは皆さん建設人がどこで関わってくるかということです。

九条改憲と建設人

明文改憲の焦点 = 九条二項

先日、選挙で負けた民主党の新しい代表となった前原誠司議員が、こう言っていました。「九条を変えるのは、今、別に存在する自衛隊の存在を憲法に書き込むだけなのだ、別に戦争に行くためではないので心配しなくていい。」と。本当にそうなのか。これが九条改憲をめぐる根本問題です。

この問題を解くためにもう一度、有事法制や海外派兵に戻ります。海外に出た自衛隊に何ができて何ができないのか、われわれの側から言えば、何をやられてどこで止めてきたのかを見てみましょう。

確かに今、イラクに自衛隊がいます。米軍の後方支援のために戦場に軍隊を送りました。戦争をしているアメリカの艦隊に燃料補給を行いましたし、イラクの航空自衛隊は、戦争をしている米軍の航空機輸送までやりました。これは参戦行為です。しかしながら、日本の自衛隊、日本軍は、後方より前にはいけませんでした。直接敵と向き合うことはありませんでした。ですから、戦場には行っているけれども、あの自衛隊は未だに一発も発砲していません。

イラクで中心的に行っているのは、後方地域で水を補給したことです。給水行為は、軍隊のやる仕事ではありません。それでは、いったい出て行った自衛隊が何時発砲できるのかというと、それに対する法律の答えは、相手が先に撃ってきたら発砲ができる、ということです。これは、法律の世界では刑法の正当防衛と同じです。もし私がピストルを持っていいのであれば、相手が先に撃ってきた場合は私が撃っても合法なのです。これも戦争や軍隊の理屈ではありません。

有事法制で国民動員態勢は確かにつくりました。しかし、これは敵国が攻撃を仕掛けようとしなければ発動できません。有事法制、テロ特措法、イラク特措法など法律はたくさん作ったのですが、どれを使っても結局海外で米軍との共同作戦を行うことはできません。

日米両軍の司令部を一緒にして一体化をしても、実は法律がついていない。これが現状であり、ここに巨大な壁があるわけです。

なんでそんな巨大な壁があるのか。それが憲法九条の存在です。より具体的には、戦力の不保持と交戦権の否認を掲げた九条二項です。「陸海空軍その他の戦力はこれを保持しない。国の交戦権はこれを認めない。」自衛隊はあってもこれは戦力ではなくて自衛隊。武力攻撃に反撃するのは自衛権の行使であって、交戦権の行使ではない。こう解釈しないと自衛隊を合憲にできないのです。そしてこの解釈では、日本に対する現実の攻撃が無い限り、積極的な作戦を行うことはできない、米軍との共同作戦を展開することは海外ではできないのです。これでは困るといのが、まずアメリカです。日本の軍備は、今やイギリスやドイツやフランスに劣らない。だったらイギリスと同じように米軍との共同作戦ができるようにしたい。少なくとも東アジアに責任を持てと、こういい続けてきました。これが九条改憲の動機です。

それでは、どうすればこれができるようになるか。九条二項を変えればできるのです。八月に発表された自民党の新憲法の第一次案では、九条は、九条の一、九条の二、九条の三、と三つに分けられており、九条の二に「自衛軍」が書き込まれます。自衛隊が自衛軍と書き込まれるだけではありません。九条の二の二項では「国際社会の平和及び安全確保のために国際的に協調して行われる活動」に参加できるとしています。「国際社会」の「平和」と「安全」という言葉が入っていることに注目していただきたい。これを入れるだけで、戦力の不保持と交戦権の否認が消え去って、自衛軍は世界のどこでも米軍との共同作戦を展開することができるようになるのです。アメリカと共に海外に、具体的にはアジアに侵攻していく国にする、それを法的に完成させる、これが九条改憲の本質です。けっして自衛隊を書き込むだけの問題ではありません。九条改憲で問題となっているのは、戦争一般の問題ではないのです。海外に出て行って戦争をする、海外に侵攻する、外征をやる国に再びなる、これが九条改憲のただ一つの狙いです。

それをしようとしている政治文書を二つ紹介します。一つは、二〇〇二年二月に発表されたアメリカの国家安全保障戦略（ブッシュ・ドクトリン）です。世界の公理である自由競争社会への脅威を除くためにテロリストや同調者に対する先制攻撃を定めています。もう一つは、二年ほど防衛庁長官をやった石破茂氏が執筆した防衛白書の巻頭言です。同じ利益を享受するものが「今、そこにある危機」への対処をアメリカと共同して行うとしています。ここでいう利益とは、国民民衆の利益、今ここに架まっている皆さんの暮らしの利益ではなく、世界に展開している多国籍企業の利益であることは、一読して明らかだと思います。

九条改憲を認めるかどうかは、戦争の道に行くかどうか、これまで以上にアメリカについて戦争に出て行くかどうか、という問題であり、自衛隊を認めるかどうか、という問題ではありません。ここに九条の会の運動が大きく広がる条件があるのです。

戦争に出て行く国の建設人

それでは、この国が戦争の路を突っ走ったら建設の世界はどうなるのか。

アフガンやイラクにいったように、アメリカが東アジア、具体的には朝鮮半島や台湾海峡で侵攻戦争に踏み切って、自衛隊が共同作戦を展開したら、その時、建設業者・労働者は、どんな運命になるのか。それが憲法九条と建設人に関わる問題です。

根本の問題は二つあります。第一に、建設無しには戦争ができないということです。古代ローマからあの戦争まで陣地の構築から道路の修復を始め建築技術を伴わずに作戦をやることは絶対にできない。第二に、現在の自衛隊や米軍は、あの時の旧帝国陸軍のような膨大な工兵は持っていない。建築行為は民間に依存するしかありません。すなわち皆さんにお願いするしかないのです。

五年前の二〇〇〇年九月に三軍統合演習が行われました。江戸川の橋が落ちたということで架橋作戦をしました。この橋を架けるために動員された自衛隊の工兵部隊の半分は宇都宮の部隊であり、他の半分はなんと北海道の部隊でした。自衛隊は全国の部隊を集めても江戸川クラスの橋を二つか三つ架けるだけの力しかありません。それ以上の橋が落ちたらみなさんにお願いするしかない。

ですから、みなさんに対する動員の規定は、遠い苗から自衛隊法に入っています。自衛隊法一〇三条、徴発、徴用の規定は、有事法制整備で何時でも発動できるようになりました。業務従事命令すなわち徴用がかけられる分野は、三つしかありません。医者・看護師などの医療、船舶・航空機・鉄道などの輸送、そしてみなさん方建設の分野です。この医療、輸送、建設の三分野は、強制的に徴用してでも動員しなければ戦争ができない。だから、こういう規定になっているのです。

この自衛隊法一〇三条に基づく徴用は、有事法制にありますから憲法を変えなくても可能ではあります。しかし、かなりやりにくい。業務従事命令には罰則がありません。したがって、業者に「いやだ」と言われればそれまでです。ゼネコンが戦地のイラクに行けと業務命令を出したとして、労働者が拒否をし、解雇されたとしても、憲法九条を掲げて裁判闘争をおこせば、私は必ず勝つ自信があります。これは、平和憲法の下での有事法制、平和憲法の下での戦争の構造的な矛盾です。どうしても中途半端になる。その中途半端を取り除くにはどうすればよいか。憲法に戦争と軍隊を書き込んで戦争を大義にすればよいのです。

自民党の新憲法の第一次案では、自衛軍が書き込まれて、国際社会の平和と安全が書き込まれる、軍隊と戦争が憲法の下で大義だと言われるようになる。その時に国民はどういう立場に立たされるか、九条の には、「国民は、・・・国際的に協調して行われる活動に主体的かつ積極的に寄与するように努めるものとする」とあります。戦争に積極的に協力しなければならない、と言っているわけです。

こんな憲法になれば、戦争がなお一層企業や社会の中に入っていきます。おそらくゼネコンの中には、公然と戦争やその事業を遂行する理念を掲げるところが出てくるでしょう。

危ない海外で事業をするのだから、傭兵を雇おうという企業もでてくるでしょう。戦地に行くのだからと従業員や下請業者を集めて軍事訓練をやろうという企業もでてくるでしょう。現にイラクに行っているアメリカの企業はそうなっています。そして有事法制そのものが一層強行なものに変わっていく。海外での業務に従事させる業務命令も可能になるだとか、命令に従わなければ罰則だとか、あるいは技術を持った建設業者・労働者を拘束して訓練をさせる等々...それは建設業者や労働者をそのまま米軍や自衛隊の軍属にする方向です。建設人にとって九条改憲は、けっして遠いかなたの話ではない、ということです。

「外征のくに」の社会と建設人

以上が、憲法九条と建設人の関係なのですが、この戦争戦略の根っこにあるもの、これが市場競争原理による世界と社会の作り変え、グローバル化と構造改革です。その基本にある考え方は競争万能の新自由主義です。その下で、「勝ち組」と「負け組」社会に分かれる現象が生み出されてきた。こういう構造の下の九条改憲ですから、明文改憲の焦点は九条ですが、市場原理を貫徹させるだとか、それから生まれてくる社会の不安定化を組みなおす、というような憲法の価値の後退を必ず伴います。生存権や教育権や労働権など連帯的な権利を否定する。首相のリーダーシップを強調して、国民の政治参加を抑えていく。「公益」だとか「公の秩序」だとか「愛国」だとかを強調して押し付けようとする。企業の自由は拡大するのだけでも、一人ひとりの人間の個人としての尊厳や自由は縮小される、思想信条の自由や言論表現の自由は、圧殺され窒息させられていく。必ずしもこれは憲法の条文が変えられなくとも、底流として流れているということを見ておく必要があります。

構造改革問題と建設のあり方との関係では、建設と言うものを市場競争万能にゆだねてしまっているのか、という問題があります。そんな道に行けば、企業利益のために乱開発を引き起こし、文化の破壊を引き起こしてしまうのではないかと。安ければ良いという競争原理で、現場の労働者の労賃を引き下げ、安全管理を劣化させて、事故の危険を拡大し、現場労働者を使い捨てる道ではないのか。そして、企業利益と価格競争だけで積み上げられた建設で、人間が営んでいく「いえ」や「まち」を作っていけるのか。九条改憲はこうした問題と同じ円の中にあるのです。平和を守る課題、九条改憲を阻止する課題と暮らしや権利を守る課題とを結びつけ、一緒に考えていくことがますます大事になってきていると思います。

非戦・平和の道を往くために 明文改憲をめぐる攻防

最後に課題をいくつか述べます。総選挙における自民党の二九六議席や民主党の改憲派党首の誕生は、確かに軽視はできません。しかしながら、これで方向が決まってしまったと思わないで下さい。まず改憲案を決議するには、衆参両院の三分の二の議員の完全な一

致が必要です。参議院では与党の自民党と公明党で三分の二にはいたっていません。改憲案をまとめるためには、民主党との大連合が絶対に必要です。

まずは、自民党の側、どうやら一致点は、「郵政問題でチャンスをつかむ」というあたりで、憲法問題はまだまだこれからです。片や民主党ですが、改憲案をまとめるためには、自民党と完全に一致する案をつくる必要があります。それは、自民党と民主党が将来の国のあり方について同じ政策を持つ、ということになります。そうになっていったい民主党に存在意義があるのか、ということになります。あれだけ負けた政党がうかつにそんなことをやれば、本当になくなってしまうか護憲政党に追い抜かれてしまう。このあたりに手を突っ込んで付き崩すぐらいの闘いが必要です。

改憲を決める最後は国民投票ですから、決定権は国民にあるのです。この間の世論調査では、どうやら憲法は変えたほうが良いという意見が多くなってきたようですが、アメリカに追随した海外派兵への支持は常に少数です。要するに九条改憲は本質的に支持されていません。選挙では自民党は議席だけは激増しましたが、郵政問題によるごまかしで自民党支持をつなぎとめるのがせいぜいでした。

あの総選挙と並行して全国の自治体で中学校用教科書の採択が進んでいました。改憲を正面から打ち出した教科書は、「新しい歴史教科書をつくる会」の教科書だけです。この教科書はほとんど採用されませんでした。改憲派のつくる会は一〇%を目標にしたのですが、歴史で〇.四%、公民で〇.二%と惨敗でした。教科書の採択を決めたのは、ほとんどが地元の名士や保守派の教育委員です。おそらく選挙で、自民党を応援したであろう保守派の人たちは、改憲の教科書を選びませんでした。保守派の方でも改憲の世論は固まっていな

い。

この流動する国民世論を改憲・戦争の側が取るのか、護憲平和の側で取るのかが、いまの憲法をめぐる攻防。その主戦場は、地域の草の根です。国会の多数で決まる法律はなかなか大変ですが、最終決定権が国民・民衆にある憲法改正はそうではありません。草の根からの闘いを起こすことができるし、その闘いを燎原の火のように広げていくことができる。それが憲法をめぐる闘いの特徴です。

非戦・平和のオールタナティブ

世界史的な展望から言ってもそうです。九・一一事件から四年がたちました。あの後、イラクとの戦争では世界の多くが支持をせず、イラクから撤兵を進めているのが世界の趨勢です。アメリカでも大きな反戦・非戦のデモが起こっています。世界を席卷した新自由主義の矛盾と限界が明らかになり、世界の趨勢は見直しの方向にあります。資源が有限な地球上で競争万能をやったらどうなるか。飢餓と貧困が蔓延して、治安が悪化していくこととなります。世界で反グローバリズムの運動が高まり、それが非戦・平和の運動と結びついています。日本における平和憲法を守り生かそうという運動は、世界のこの大きな流れに合流して一緒になって新しい世界を作っていく運動でもあります。その未来に確信を

もとうではありませんか。

戦争の遂行を阻むたたかいへ 人権を信託された民衆の出番

最後に、憲法の条文を二つ紹介して終わりにしたいと思います。

まず、憲法前文第三段落の終わりの一文です。「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」平和的生存権といわれる規定です。この平和のうちに生存する権利を持っているのは日本国民に限られません。全世界の国民です。ただの平和を言っているのではなく、ひとしく恐怖と欠乏から免れた平和です。平和というのは一つの国では本質的に実現できない。世界のすべての民衆が恐怖と欠乏から免れる世界を作っていこうという呼びかけ、これが憲法に込められた思いなのです。多くの世界のNPOがめざしている世界と異なるものではありません。

この道を行くのか、それともテロリストとその同調者を敵として世界を二つに分けて戦争をする道を進むのか。どうやら、永田町や財界、大手メディアは、戦争・改憲の側にまわったようです。

だったらどうすればよいのか。もう一つの条文。憲法第九七条。「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。」自由や権利は、人類の長年にわたる努力の成果であります。もっとはっきり言いましょう。民衆が闘い取った血の結晶なんです。決して政府や国会議員や財界に与えてもらったものではありません。

ですから、憲法は、その抛り所に国民を選んだのです。憲法は平和や人権を掲げて国家権力と向き合っている限り、政府や財界・支配層からは嫌われ踏みにじられ破壊されようとなる。これは憲法の宿命であり、同時に憲法の価値です。はっきりいって政府がその存在を喜んで尊重するような憲法であれば、そもそも存在価値はありません。今、その政府や支配層による憲法破壊が限度を超えて現実に起こり、明文改憲がたくらまれています。

その時に、憲法によって、侵すことのできない永久の権利を信託された、あなた方に委ねると言われた私たち民衆が何をするか、それが問われています。

「九条の会」のスローガンは「いま、憲法九条が旬」、全面的に賛成です。が一つ付け加えたいと思います。「いま、憲法を託され、人権を託された民衆の出番」です。共にがんばりましょう。

(たなか たかし 弁護士)